

令和 7 年 7 月 定例 総会

令和 7 年 7 月 9 日 開催

議 事 錄

土佐清水市 農業委員会

令和7年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月9日（水） 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一會議室
3. 出席委員（13人）

農業委員	1番 上野 貴生
	2番 野老山 卓男
	3番 酒井 りつ子
	4番 池田 克彦
	5番 岡崎 直正

推進委員	1番 安田 泰平
	2番 弘田 好希
	3番 田邊 昌一
	4番 岡田 哲治
	5番 上野 清吉
	6番 坂本 直幸
	7番 金谷 里美
	8番 今吉 次雄

欠席委員（0人）

4. 議事日程

- ① 議案第1号 非農地証明の審議について
- ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

中尾 吉宏

農林水産課長補佐

吉本 卓

事務局員

田邊 元寛

議長

(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、7月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

議長

(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてか

ら発言をお願いします。

議長

(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は3件の審議となっています。

それでは、

事務局
吉本補佐

議案第1号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

議案第1号 非農地証明の審議①について、説明いたします。

議案書の1ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

養老梅ノ木谷 109 番ほか4筆 地目はすべて畠

面積の合計 1, 875 m²の土地になります。

場所については、2～3ページをご覧ください。

申請理由につきましては1ページにするとおり

申請地は父親の死亡後、弟が耕作していましたが、昭和50年頃に耕作放棄したため、竹や雑木が繁殖して山林化しているので、その地目を山林に変更したいとのことです。

4～5ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

現地は耕作放棄されてから林野化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適当など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため、自然潰瘍（かいはい）した土地で、農地への復旧ができない

と認められた土地に該当します。以上の申請を 6 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は 池田委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

先日、25 日に事務局と現場確認に行ってきました。
養老の信号をすぎて北へ 400m 行った、昔の養老小学校があったところの後ろ側になります。写真で見るとおり、人が入った気配がなく山林化した状態になっていました。

議長
上野会長

ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし

議長
(上野会長)

他にありませんか

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第1号 非農地証明の審議②について、説明いたします。

議案書の6ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

大岐的畠 2738 番イほか3筆 地目はすべて畠

面積の合計は 1, 486 m²の土地になります。

場所については、7～8ページをご覧ください。

申請理由につきましては6ページにあるとおり

申請地は、父親が耕作していましたが、高齢化により昭和55年頃に耕作放棄したため、竹や雑木が繁殖して山林化しているので、地目を山林に変更したいとのことです。

9～10ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

現地は耕作放棄されてから林野化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適当など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため、自然潰瘍（かいはい）した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地に該当します。

以上の申請を6月19日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課 (記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は 今吉委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願
いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願
いします。

今吉委員

6月27日に事務局と現場確認に行ってきました。
写真9ページと10ページを見て下さい。最初に9ページの猫ヶ佐古
2767-口ですが、下に住宅があるため草刈りをしたような感じはしま
したが、機械が入れるような道がなくて耕作するには、難しいかなと
思いました。10ページの的島の方は、山林化していて農地としては

使える状態ではありませんでした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

猫ヶ佐古 2767-口の所は草刈りをしてきれいにしているので、他の所は、地目山林でいいと思いますが、ここは山林ではなく、地目は雑種地の方がいいと思います。

議長
(上野会長)

ありがとうございます。

他にありませんか

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第1号 非農地証明の審議③について、説明いたします。

議案書の11ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

大岐的畠 2738番口ほか1筆 地目はすべて畠

面積の合計は 801m²の土地になります。

場所については、12～13ページをご覧ください。

申請理由につきましては11ページにするとおり

申請地は、父親の存命中の昭和50年頃に高齢のため耕作不能となり、

耕作放棄したので竹や灌木が繁って山林化したため山林に地目変更

したいとのことです。

14～15ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

現地は耕作放棄されてから林野化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適当など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄され

たため、自然潰瘍（かいはい）した土地で、農地への復旧ができない

と認められた土地に該当します。

以上の申請を 6 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。
す。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課 (記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は 今吉委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願
いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願
いします。

今吉委員

先ほどの案件と同じく 6 月 27 日に事務局と現場確認に行って来まし
た。これも先ほどと近い所です。14 ページ 15 ページの写真を見て
頂ければわかりますように、こちらも山林化しています。
農地としては、難しいと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

もう山林化しているので、許可してもいいと思います。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局

吉本補佐

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、

説明します。

議案書の 16 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、売買契約による所有権移転予定のため

許可を受けたい農地の詳細は記載のとおり 3 筆で、

地目は畠となります。

面積の合計は 1, 542 m² となります。

申請地は、清水ヶ丘の信号交差点を清水中学校側から南に下った突き

当りになります。

位置図は 17 ~ 18 ページになります。

農地の現況写真については、19 ~ 20 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項にある各号の条件について、

農地法第 3 条調書をもとに説明いたします。

21 ページを確認お願いします。

第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、引き続き果樹の栽培を継続するため効率的に

活用すると認められます。

第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であり該当しません。

第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託の引受にあたりませんので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

譲受人は公務員ですが、農地が自宅から徒歩1分の距離にあり、平日の早・夕、及び土日祝日を活用し、農作業に従事することで150日以上の作業日数が達成できる見通しです。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人によると自らが栽培しとれた果物を自家消費するため、転貸することは無い見通しです。

第6号の「地域調和」の確認です。

申請地は段々畠で周辺の耕作地もまばらであり、農地の集団化、農作業の効率化及び効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

以上の申請を

6月11日に受付を行い、関係書類を確認しております。

現地確認は池田委員にお願いしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。

池田委員

先月事務局と現場確認に行って来ました。

現地は清水ヶ丘のローソンの真向かいになります。

綺麗に草も刈って、引き続き果樹を栽培するそうです。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

安田委員

154-3 は梅の木ですか？残りスペースには何か植えるのですか？

事務局

吉本補佐

梅の木です。残りスペースにはミカン等の果樹を植えると確認しています。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和7年8月8日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで7月定例総会を閉会といたします。